

令和5年度第4回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年1月30日（火）午後2時から午後3時10分まで
- 2 場 所 岡崎市福祉会館 2階 201号室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴者 1人
- 5 議 事

（1）議題

回復期病床整備事業費補助金の申請について
非稼働病床を有する医療機関について
具体的対応方針（役割）の決定について
紹介受診重点医療機関の決定について
特定労務管理対象機関の指定について

（2）報告事項

医療機器の共同利用計画について
病床整備計画の結果について

6 会議の内容

○事務局（山下西尾保健所総務企画課 課長補佐）

ただ今から、「令和5年度第4回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会」を始めさせていただきます。

私は、司会を務めさせていただきます、愛知県西尾保健所総務課企画課の山下と申します。よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ち、事務局を代表し西尾保健所長の宇佐美から御挨拶申し上げます。

○事務局（宇佐美西尾保健所長）

西尾保健所長の宇佐美でございます。

皆様方には大変お忙しい中、「令和5年度第4回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、保健医療福祉推進会議に御出席の方々には、引き続きになりますけれども、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の健康福祉行政の推進に格別の御理解と御協力賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

地域医療構想につきましては、平成28年10月に「愛知県地域医療構想」を策定し、この推進委員会を協議の場として設置しているものです。

本日は、議題（1）「回復期病床整備事業費補助金の申請について」から議題（5）「特定労務管理対象機関の指定について」まで、皆様にご審議いただくものが5件ございます。

また、その他に、報告事項も2件あります。

限られた時間ではございますが、皆様方には、当西三河南部東構想区域の医療提供体制が将来にわたり、この地域にふさわしいものとなりますよう、活発なご議論をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（山下西尾保健所総務企画課 課長補佐）

それでは、続きまして、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただき、本日お持ちいただいております資料として、「会議次第」、「令和5年度第4回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会 委員名簿」、「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」、

「資料2 愛知医科大学メディカルセンターの非稼働病床について」、

「資料3-1 具体的対応方針（役割）の決定について」、

「資料3-2 西三河南部東構想区域における具体的対応方針（案）病院」、

「資料3-3 西三河南部東構想区域における具体的対応方針（案）有床診療所」、

「資料4 紹介受診重点医療機関の決定について」、

「資料6 外来医療計画に係る取組について」、

「資料7 病床整備計画の結果について」です。

また、本日、お手元にお配りした資料として、「出席者名簿」、「配席図」、

「資料1-1 回復期病床整備事業費補助金の申請について」、

「資料1-2 回復期病床整備計画書」、

「資料5 特定労務管理対象機関の指定について」を配布しております。

なお、資料1-1、1-2及び資料5につきましては、非開示情報が含まれているため傍聴人の方にはお配りしておりません。資料の不足等は、ございませんか。

本来であれば、ここで本日御出席の皆様方の御紹介させていただくところではございますが、時間の都合等もございますので、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」をもって御紹介に代えさせていただきます。

なお、本委員会の欠席者は0名です。代理出席者4名がおられますが、代理出席の方には委任状を提出いただいております。

委員16名中代理出席4名を含め、全員出席しておりますので、「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」第5第5項の規定により、本委員会は有効に成立しております。

続きまして、委員長の選出に入ります。

この委員会は、開催要領第3第4項の規定により、「委員長は、委員の互選により定める。」となっています。まことに僭越ではありますが、事務局といたしましては、地元岡崎市医師会長の「小原様」を推薦したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしの声がありましたので、当委員会の委員長につきましては、岡崎市医師会長の小原様に決定させていただきます。

それでは、以後の議事の進行は、委員長をお願いいたします。

○委員長（小原岡崎市医師会長）

岡崎市医師会長の小原と申します。

先ほどの会議に引き続き、ただ今から「令和5年度第4回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会」を始めます。皆さんの活発な御意見等をお願いします。

議事に入ります前に、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、決めておく必要があります。

ます。事務局から説明をお願いします。

○事務局（山下西尾保健所総務企画課 課長補佐）

この委員会は、開催要領第6第1項により原則公開となっています。

ただし、議題(1)及び議題(5)については、不開示情報が含まれていますので、非公開とし、その他の議題は、公開としたいと考えております。

本日の委員会開催の案内は、当保健所のホームページに掲載されており、本日の委員会の概要及び会議録につきましても、議題(1)及び議題(5)を除いて後日、掲載することとなっておりますので、ご承知おきください。

なお、御発言内容の公開にあたりましては、事前に内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日傍聴人が1名おられますので、ご報告いたします。

○委員長（小原岡崎市医師会長）

ただ今、議事の公開について事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等ございますか。

特に御発言も無いようですので、さっそく議題に進みたいと思います。

本日は、議題(1)及び議題(5)を除いては公開とします。

次第に沿って議事を進めますが、本日の委員会は90分程度を予定しておりますので、議事が円滑に進みますよう御協力をお願いします。

それでは、「議題(1) 回復期病床整備事業費補助金の申請について」に移りたいと思います。

この議題については、非公開で行いますので、傍聴人の方は、申し訳ありませんが、一時退席をお願いします。

（傍聴人退席）

【議事内容については、非公開のため、記載せず。】

（議題(1) 終了後、傍聴人入室）

○委員長（小原岡崎市医師会長）

続きまして、「議題(2) 「非稼働病床を有する医療機関について」 愛知医科大学メディカルセンターの方から説明をお願いします。

○羽生田委員（愛知医科大学メディカルセンター 病院長）

愛知医科大学病院メディカルセンター羽生田でございます。

前回と同様に非稼働病床について少し説明をします。お手元の資料2を御覧ください。

「1 現状について」です。現在、療養病床40床が非稼働病床となっています。これは看護師が充当できなくて、非稼働病床となっており、もともとは療養病床で、リハビリテーション、回復期病床として使用していたところです。

現在、当院の看護師の募集は、一括して本院で行っており、今年度後半からの中途採用を含め4月1日に入職できる看護師が200人を超える見込みとなっています。

それでも、本院退職者及び当院退職者、そして、新たに本院で増床しますそのための看護師等が必要です。

その為、今年4月からの開棟は、やはり難しいと考えています。早く開くようにとの指示

を受けており、できるだけ早く可能であれば令和7年4月からの再稼働を目指しています。

2ページに図で休床病床等を示しています。下にはスケジュールが書いてあります。

我々も早く開きたいところですが、来年度の看護師の充当具合がまだ分かっておりません。

予定として7年4月として示させていただきました。説明は以上です。

○委員長(小原岡崎市医師会長)

ただ今の愛知医科大学メディカルセンターの非稼働病床に関する説明について、御意見や御質問がありましたら、お願いします。

○片岡委員(岡崎市保健所長)

岡崎市保健所長の片岡でございます。

この非稼働病床については、昨年度も同様の説明をいただきました。確かに人材の確保が難しいことは、愛知医科大学メディカルセンターだけでなく、すべての医療機関で同様のことが考えられると思います。

少し言葉が厳しくはなりますが、他医療機関もいろいろと厳しい中で、病床確保のため人材をしっかり集めて稼働している現実があります。

これだけ先に延びると、それだけ病床の休止期間も長くなり、場合により休床病床の可否如何ということに発展する可能性も無きにしもあらずです。

従前以上に人材確保に努め、4月と言わず速やかに病床を開けていただくことが求められるので、あえて厳しい意見として述べさせていただきます。

○羽生田委員(愛知医科大学メディカルセンター 病院長)

ご意見ありがとうございます。

我々としても、できるだけ努力して、片岡先生が言われた形に沿いたいと思います。

○委員長(小原岡崎市医師会長)

他に御意見も無いようですので、愛知医科大学メディカルセンターの運用見直しについて承認する方は、挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって、本議案は全員一致で承認されました。このことについては継続して注視していきますので、来年度も進捗状況を報告してください。

続いて、「議題(3) 具体的対応方針(役割)の決定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局(西尾保健所小林主査)

西尾保健所総務企画課の小林と申します。

それでは、「議題(3) 具体的対応方針(役割)の決定につきまして」を説明させていただきます。お手元に資料3-1、3-2及び資料3-3をご用意ください。

初めに資料3-1を御覧ください。

令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知の「地域医療構想の進め方について」において、公立、公的病院に加え民間病院及び有床診療所についても、毎年度、2025年に向けた具体的対応方針(役割)を策定することとされており、事務局において直近の報告書等に基づきとりまとめたものが資料3-2及び資料3-3です。

資料3-2「西三河南部東構想区域における具体的対応方針(案)病院」は、公立・公的病

院及び民間病院の2025年において担う役割及び医療機能毎の病床数の方針についてまとめたものです。

役割の方針は、厚生労働省が役割の項目として示した「医療計画における5疾病・5事業及び在宅医療等」を現行の医療計画（別表）から作成しました。

病床数の方針は、各医療機関が入力した「令和4年度病床機能報告」の結果による暫定値となっています。

資料3-3「西三河南部東構想区域における具体的対応方針（案）有床診療所」は、有床診療所の役割について、現行の医療計画（別表）及び各医療機関が入力した「令和4年度病床機能報告」からまとめたものです。

今年度の段階で、各病院と各有床診療所の役割が当構想区域における「2025年において担うべき役割と病床数の方針」として、適当であるかをご審議いただくものです。

私からの説明は以上です。

○委員長（小原岡崎市医師会長）

ただ今の「具体的対応方針（役割）の決定について」説明をいただきました。

医療計画の中で地域医療構想というのは、いわゆる病床計画の構想を練るのが主かと思えます。この各病床の役割については、この委員会の本質の一つではないかと思えます。

何か御意見や御質問がありましたらお願いします。

基本的には大きな変更はない形の方針案だと思います。これに即して具体的な方針、役割を基に病床計画等も今後また検討していくことになると思えます。

「具体的対応方針の決定について」承認される方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって、本議案は全員一致で承認されました。これにて「議題（3）具体的対応方針（役割）の決定について」を終了させていただきます。

続いて、「議題（4）紹介受診重点医療機関の決定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（西尾保健所小林主査）

西尾保健所総務企画課の小林です。

お手元の資料4「紹介受診重点医療機関の決定について」を御覧ください。

令和5年7月18日（火）開催の第2回本委員会において、各医療機関が入力した「令和4年度外来機能報告」を基に「紹介受診重点医療機関」を審議しました。今回は各医療機関が入力された「令和5年度外来機能報告」を基に「紹介受診重点医療機関」を審議していただくものです。

紹介受診重点医療機関とは、かかりつけ医機能を担う医療機関から紹介状を持って受診することに重点を置いた医療機関です。紹介受診重点医療機関からの逆紹介も行われ、医療機関どうしの役割分担により、外来患者の待ち時間の短縮、検査や治療がスムーズに受けられるように図っていくものです。

資料4「2 紹介受診重点医療機関の基準」について、国が作成した「外来機能報告等に関するガイドライン」によると、医療機関の意向が第一であることが原則で、「医療資源を重点的に活用する外来に関する基準」として、初診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」

が40%以上かつ再診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が25%以上となっています。

「(2)紹介率及び逆紹介率の基準」ですが、紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上です。

(3)医療機関の意向と重点外来基準を踏まえ、本委員会で、紹介受診重点医療機関とするかの協議を行います。

医療機関の意向と本委員会での結論が、最終的に一致したものが「紹介受診重点医療機関」とし、県で公表を行います。

「紹介受診重点医療機関」の選定は、(A)「重点外来基準」を満たし医療機関が意向を有する場合は、「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に「紹介受診重点医療機関」として承認します。

(B)「重点外来基準」は満たさないが、医療機関が意向を有する場合は、「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に本委員会で協議を行います。

(C)「重点外来基準」は満たすが、医療機関が意向を有しない場合は、「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に意向を承認するが、本委員会で意見があった場合は、次回の協議の場に向けて改めて医療機関の意向を確認することになっています。

「3. 令和5年度外来機能報告結果」についてです。

令和5年度、西三河南部東医療圏において、精神科病院を除く13病院及び11診療所が外来機能報告対象医療機関でした。

その中で「重点外来基準」を満たし、紹介受診重点医療機関となる意向がある施設(A)のパターンが2医療機関、また、「重点外来基準」を満たすが、紹介受診重点医療機関の意向がない施設、(C)のパターンが2医療機関ありました。

令和4年度外来機能報告結果と同じとなりました。

各医療機関の詳細は、2枚目に載せてあります。「重点外来基準」を満たし、紹介受診重点医療機関となる意向がある医療機関は、岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターです。

また、「重点外来基準」を満たすが、紹介受診重点医療機関の意向がない医療機関は、岡崎市医師会公衆衛生センターと岡崎市医師会はるさき健診センターです。

各医療機関の紹介率及び逆紹介率も載せてあります。

これら4医療機関について、令和5年度の報告結果を基に再度各医療機関の紹介受診重点医療機関の適否をご審議いただくものです。私からの説明は以上です。

○委員長(小原岡崎市医師会長)

それでは、「議題(4)「紹介受診重点医療機関の決定について」の説明について御意見、御質問等ありますか。

資料4、2ページに報告結果の抜粋があります。岡崎市民病院及び藤田医科大学岡崎医療センターともに重点外来基準を満たし、それを踏まえ紹介率及び逆紹介率の基準も満たしており紹介受診重点医療機関にしたいという内容です。

岡崎市医師会公衆衛生センターと岡崎市医師会はるさき健診センターに関しては、基準は満たしていますが、その届け出の意向がないです。

具体的には医師会の両センターは、この圏域の各医療機関の共同利用施設的な役割での医療資源の利用ということで基準は満たしているが、意向なしです。

以上のとおり、岡崎市民病院及び藤田医科大学岡崎医療センターの両病院に関して、「紹介受診重点医療機関」としてお認めいただけるかということになります。

「紹介受診重点医療機関」について、承認される方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。よって、本議案は全員一致で承認されました。

それでは、議題（４）を終了させていただき、続きまして「議題（５）特定労務管理対象機関の決定について」に移りたいと思います。

この議題につきましては、また非公開ですので傍聴人の方は申し訳ありませんが、退席をお願いします。

（傍聴人の退席）

【議事内容については、非公開のため、記載せず。】

（入室確認後）

○委員長（小原岡崎市医師会長）

続きまして、議題がこれで終了しましたので。引き続き報告事項に移ります。

「報告事項（１）医療機器の共同利用計画について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（西尾保健所小林主査）

西尾保健所総務企画課の小林です。

お手元の資料６「外来医療計画に係る取組について（共同利用計画書）」を御覧ください。

資料６、３枚目のように、令和２年３月に外来医療計画が策定され、この外来医療計画において令和３年４月１日より医療機関が対象機種を新規又は更新した場合、共同利用計画を策定し、所管保健所へ提出し、医療構想推進委員会で確認することとなっています。

今回は、令和５年９月１日から１２月２８日までに提出が１件ありました。

２枚目のように、岡崎市内の高木外科内科医院よりマルチスライスＣＴについて、「体制が整っていないため。」とのことで、共同利用は行わないとして、共同利用計画書の提出がありましたので報告します。

「報告事項（１）医療機器の共同利用計画について」の説明は、以上です。

○委員長（小原岡崎市医師会長）

医療機器の共同利用計画について、何か御意見や御質問等がありますか。

○宇野委員（医療法人鉄友会 宇野病院理事長）

共同利用を行わないということでも、許可は下りるといいますか。

○事務局（西尾保健所小林主査）

対象機器の更新または新規の場合には共同利用を行うかにかかわらず共同利用計画を提出していただきます。

○宇野委員（医療法人鉄友会 宇野病院理事長）

共同利用を行わなくても、特に大きな問題はないということによろしいですか。

○事務局（西尾保健所小林主査）

共同利用していただく方が良いものではありますが、設置する医療機関が共同利用は困難だということでしたら、それを妨げるものではないと考えています。

○委員長（小原岡崎市医師会長）

以前、この届出に関する報告があった際、私からもお話しさせていただきましたが、この

計画に関して、共同利用しますと提出したからといって、その後、追跡調査をするわけでもありません。

実際的には、この圏域は病診連携、診診連携がしっかりとれているため、この共同利用計画を出す、出さないに関係なく、自院だけでその医療設備を利用するのではなく、周辺の医療機関と連携を取り共同利用している現状があります。

この圏域に関して言えば、それほど問題に上げなくても良いのではないかと解釈しています。

続きまして、「報告事項（２）病床整備計画の結果について」説明をお願いします。

○事務局（西尾保健所小林主査）

西尾保健所総務企画課の小林です。

お手元の資料７「病床整備計画の結果について」を御覧ください。

先ほどの「議題（１）回復期病床整備事業費補助金の申請について」でも少し説明しましたが、改めて経過を説明します。

県立愛知病院、一般病床１００床が令和５年３月３１日をもって休止し、今年度末で廃止となります。その後は、当西三河南部東医療圏から病床数１００床が減少することになります。

「現状」のとおり、当西三河南部東医療圏は、過剰病床区域のため増床は、原則認められない地域となっています。

そのために、医療計画制度の特例措置、「１ 適用内容」の制度を活用し、公的病院に該当する県立愛知病院とその他医療機関との役割分担等も含めて、西三河南部東医療圏公的病院等再編計画（案）が作成され、昨年、令和５年６月７日（水）開催の第１回本委員会で審議し、その後、厚生労働省から事前協議の内諾が得られました。

令和５年９月に「２ 増床予定の２医療機関」から特定病床計画書が提出され、令和５年９月書面審査での第３回本委員会において審議しました。

その後の審議結果について、「医療法施行規則第１条の１４第７項の適用に関する事務処理要領」により愛知県医療計画課からの審査結果通知については、地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議で報告することと定められています。

今回提出の審査結果については、２医療機関とも令和５年１１月８日付けで愛知県医療計画課から計画の承認通知がありました。

今後、２医療機関は増改築の工事の着工に入っていくと思われれます。

「報告事項（２）病床整備計画の結果について」の説明は、以上です。

○委員長（小原岡崎市医師会長）

ただ今、病床整備計画の結果について、説明がありました。

委員会の議事の進行上、議題が先で、報告事項が後なので、この件に関しては、「議題（１）回復期病床整備事業費補助金の申請について」で、議論していただいた案件ですので既知のことかと思いますが、会議の進行上、ここで報告させていただきました。

これで、報告事項を終了させていただきます。

せっかくの機会ですので、何か御意見等がありましたら、お願いします。

それでは、意見も無いようですので、これにて議事を終了させていただきます。

皆様の御協力により議事が円滑に進みました。ありがとうございました。

これにて委員長の任を終わらせていただきます。

○事務局（山下西尾保健所総務企画課 課長補佐）

小原会長、ありがとうございました。

これをもちまして、「令和5年度第4回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会」を閉会いたします。

なお、繰り返しになりますが、非公開の資料の資料1-1、1-2及び資料5につきましては回収いたしますので、その場に残しておいてください。御協力お願いいたします。

お帰りの際には、交通事故等には十分気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

以 上